

免除事由の確認（全額免除）

全額免除は、障害要件と課税要件の二つの要件を満たしていることが必要となります。まず、障害要件をご確認いただき、要件を満たしている場合には、課税要件についても確認をお願いします。

【免除要件】

対象	障害要件	課税要件
身体障害者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯	世帯構成員全員が市町村民税非課税
知的障害者	知的障害者と判定された方がいる世帯(*)	
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯	

* 全額免除の対象となる「知的障害者」は、「所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された者」となります。療育手帳を持たない場合でも、定められた場所で「知的障害者」と判定されていれば、免除基準に定める「障害者」に該当します。

免除事由の確認（半額免除）

半額免除は、障害要件と世帯主要件の二つの要件を満たしていることが必要となります。まず、障害要件をご確認いただき、要件を満たしている場合には、世帯主要件もご確認ください。

【免除要件】

対象	障害要件	世帯主要件
視覚・聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方	住民基本台帳法にいう世帯主
重度の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（１級または２級）の方（※１）	
重度の知的障害者	「重度」の知的障害者と判定された方（※２）	
重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（１級）の方	
重度の戦傷病者	戦傷病者手帳をお持ちで障害の程度が特別項症から第１款症に相当する方	

※１ 重複障害により重度となる場合を含みます。

※２ 「療育手帳」において、各自治体の定める「重度」または「最重度」に相当する障害の程度の表示又はそれに相当する表示があるもの、または「判定書」が「重度」または「最重度」の場合が該当となります。